

2017年マスコミ関係判例回顧

最高裁が受信料制度合憲の判断

——検索事業者への検索結果削除請求でも重要判例

京都大学 大学院法学研究科教授 曾我部 真 裕

本稿では、2017年1月から12月までのメディア・報道に関連した裁判例を概観する。当年は、マスメディア一般に関わるものではないが、大法廷判決を含む最高裁の判断が2件示されたので、まずはこれらについて紹介する。

NHK受信料制度に関する諸問題

最高裁大法廷の12月6日判決は、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者に対して受信契約の締結義務を課す放送法64条について、NHKと民放とからなる二元的放送体制の合理性等を理由に、憲法の保障する契約の自由、知る権利及び財産権等（13条、21条、29条）を不当に侵害するものではなく合憲であると判断した。

また同判決は、受信契約の成立には、契約である以上はNHKと受信設備設置者との合意が必要であるとし、NHKから受信設備設置者に対する受信契約の申し込みが到達した時点で契約が成立するというNHKの主張を退けた。これによりNHKは、受信契約締結を拒否する者に対しては、その者の契約締結の意思表示に代わる判決を求めて訴訟を提起しなければならぬことになる。なお、受信

料支払い義務は受信設備の設置時点に遡って生じるとされた。

本判決は、受信料制度の合憲性や受信契約の成立のあり方等についての初の最高裁判決である。背景には、NHKが11年以降、未契約者や受信料不払い者に対して法的措置をとってきたことがある。すでに下級審の判断は相当数蓄積されており、以下では、上記最高裁判決後も残された論点に関する主な判決を紹介する。

まず、NHKと大手ホテルチェーンとが合意し、ホテルの全客室に設置されたテレビの一部についてのみ受信料を支払ってきたことに關し、放送法64条2項という受信料の免除に当たるかどうかという点について、東京地裁3月29日判決は、総務大臣の認可を受けた免除基準にこのような類型の定めはなく免除は認められないとした。

次に、家具家電付き賃貸アパートの場合に受信契約の締結義務を負うのは入居者が貸主かという点につき、東京高裁5月31日判決は、地裁判決（16年10月27日）を覆して入居者であるとした。

さらに、ワンセグ携帯のみを保有している世帯について受信契約締結義務が生じるかという点に關しては、初めての判



そがべ・まさひろ＝1974年生まれ。専門は憲法・情報法。京大准教授、パリ政治学院客員教授などを経て、2013年から現職。『反論権と表現の自由』『憲法学のゆくえ』（共著）など編著書多数。

断であった16年8月26日のさいたま地裁の判決では生じないとしたが、17年は生じるとする判決が2件あった（水戸地裁5月25日、東京地裁12月28日）。

検索結果の削除

17年の最高裁のもう一つの重要判例は、検索事業者に対する検索結果削除請求に関するものである。最高裁の1月31日決定は、プライバシー侵害記事の掲載されたウェブサイトのURLや当該記事の表題、抜粋を検索結果として表示することの違法性は、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益と検索結果を提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断し、前者が優越することが明らかなる場合には、検索結果の表示は違法であり削除義務が生じるとした。

検索事業者はプライバシー侵害記事の

発信者ではなく、インターネット上の情報を自動的に収集・整理し、検索リクエストに応じて表示する。本決定は、報道機関等の発信者によるプライバシー侵害の損害賠償責任に関する判断基準である比較衡量を基礎に、検索事業者の特殊性をプライバシーが優越することが「明らかな場合」に限って削除義務が生じるとすることによって考慮したといえる。実際、本決定後、下級審でいくつか示された判断では、いずれも削除義務が否定されている。なお、本決定はプライバシー侵害に関する判断基準を示したもので、名誉毀損^{きようゐ}については別途考える必要があり、これについても訴訟で争われている。

ネット記事の削除請求

上記事例との対比も含め、発信者自身がネットに掲載した記事の削除を請求された事案を見てみたい。原告は元証券会社社員で、インサイダー取引により有罪判決（執行猶予付き）を受けた者であるが、有罪判決から6年8か月経過後も名誉毀損的な書き込みが放置されているとして削除等を求めた。東京地裁2月15日判決は、請求を全て棄却した。

判決は、最高裁判例（『逆転』判決）

を踏まえた比較衡量の枠組みを採用しつつも、「一旦^{いったん}適法に公表された記事について、時の経過により当該記事を掲載し続けることが違法と評価されることは、表現の自由に対する萎縮的效果が大きい」として、比較衡量の際に萎縮的效果を考慮した点が注目される。実際、『逆転』事件は前科が非公知の状態で公表された事案だったが、ネット上では事件当時の記事等が公開され続けることも多く、事案がかなり異なることは確かである。

なお本件では、掲示板の管理者についても発信者と区別されず、上記の枠組みで判断されている。

報道のあり方を問う集団訴訟

17年は従軍慰安婦問題関連のいわゆる吉田証言に関する誤報に関して朝日新聞の責任を問う一連の訴訟も目立った。筆者が判決文に接し得たのは4件（①東京地裁4月27日判決②東京高裁9月29日判決③最高裁10月24日決定（上告理由に当たらず等とする3行判決なので以下では触れない）④甲府地裁11月7日判決）であるが、共通点も多いので、以下では一括して扱う。原告側の主張は、集団的名誉毀損と知る権利の侵害の2点である

(なお、①判決は在米原告に固有の論点も扱っているが割愛)。

集団的名誉毀損について、原告側は、一連の誤報によって日本人の民族・人種としての名誉が毀損され、それが日本人としてのアイデンティティーを自らの人格の生存の中核においてきた原告らの尊厳を傷つけたと主張している。裁判所は、原告らは日本人であるという以外に本件各記事の対象との間に何らの関係もないのだから、本件各記事によって原告ら個々人についての社会的評価が低下すると認めることはできないとし、原告らの主張を認めていない。

知る権利の侵害については、吉田証言の信ぴょう性が揺らいだ時点でそれまでの記事の検証や訂正の義務が生じるところ、それが果たされず、知る権利が侵害されたと主張した。④判決ではこの点のみが争点になり、若干詳しい判示がある。それによれば、あるメディアが真実に反する報道をしたとしても、それにより直ちに国民の知る権利が脅かされるとは言えない。また、新聞社には表現の自由が保障されており、過去の報道内容について疑義が生じた場合等の対応についても新聞社の自律的判断に委ねられる等のこ

とから、読者に対する法的義務としての訂正義務は認められなかった。

④判決は、誤報について必要な対応をしないような新聞社の姿勢に対しては、社会的な評価に委ねるほかないとも述べる。上記の二つの主張が認められる可能性は今後ともほとんどないだろうが、それにもかかわらず提起されるこの種の訴訟を、報道機関に対する不当な圧力だと捉えるべきだろうか、それとも、④判決が示唆するような社会的批判の一手段であると考えるべきだろうか。

なお、NHK受信料関連で、NHKの委託事業者従業員による受信契約締結の勧奨が不法行為に当たるとして訴訟を提起したことが訴権の乱用に当たるとされた事例があった(東京地裁7月19日判決)。この訴訟にはNHKに批判的な活動をしてきた者が関与しており、NHKに対する抗議活動の一環であった可能性があるが、権利の乱用とされた。

ネット上のヘイトスピーチ

在日朝鮮人女性のジャーナリストである原告が、2ちゃんねるまとめブログ「保守速報」運営者が原告に関する投稿をまとめる記事を多数掲載し、精神的苦痛を

被ったとして慰謝料の支払いを求めた訴訟について、大阪地裁の11月16日判決は、本件各記事が名誉毀損、侮辱、人種差別(憲法14条やヘイトスピーチ解消法、人種差別撤廃条約の趣旨・内容に反するとされた)、女性差別に当たるとし、200万円の支払いを命じた。

判決は、本件各記事が2ちゃんねるに投稿された内容等の転載を基礎としているものの、被告が本件各記事を作成する際に一定の編集を行っている点や、2ちゃんねるの利用者等以外の読者の目にも触れたことなどを理由に、本件各記事による新たな権利侵害があったとした。

判決は、権利侵害の深刻さ、不法行為の態様の執拗性、被告の目的の悪質性を認定してネット記事としては高額な賠償を認めたものである。

名誉毀損に基づく差し止め請求

昨年2月号の本欄「後記」で触れたが、新書『日本会議の研究』で言及された元日本会議関係者から名誉毀損に基づいて差し止めを求める仮処分申請がなされた事案について、東京地裁は1月6日、同書のうち1行程度の部分を削除・抹消しない限り同書の販売等を禁止する旨の決

定を行った。知事選候補者に関する記事の事前差し止めに関する北方ジャーナル判決（最高裁1986年6月11日判決）の基準を基礎としつつ、本人がもはや日本会議関係者ではなく公人でもないことを理由に同基準を緩和したものである。

この決定の保全異議審である東京地裁3月31日決定は、北方ジャーナル判決の基準を用いて原審を覆し、差し止めを認めなかった。北方ジャーナル判決は原告（債権者）の地位に着目して判断基準を定めたわけではないと理解すべきで、保全異議審の判断が妥当だろう。

高額賠償が問題となった事例

同じく昨年2月号の本欄で、週刊文春によるイオンに関する記事及び広告について名誉毀損を認め、約2500万円（内訳は非財産的損害600万円、社告・意見広告掲載費用約1700万円など）もの損害賠償を命じた判決を紹介した（東京地裁16年12月16日判決）。

この事件の控訴審で東京高裁11月22日判決は、記事本文については名誉毀損が成立せず（むしろ「一つの良質の言論」とした）、広告についてのみ名誉毀損を認め、110万円の損害賠償を命じるに

とどめた。地裁判決で損害賠償額を引き上げる要因となった社告等の掲載費用については、本件記事によって有意な売り上げの減少が見られず、名誉毀損と掲載費用との間に相当因果関係は認められないとして賠償を否定した。この点に関して、「表現の自由が保障された日本国憲法の下においては、訴訟を提起して言論や表現を萎縮させるのではなく、言論の場で良質の言論の応酬を行うことにより、互いに論争を深めていくことが望まれる。反論記事を別の雑誌等に寄稿したり（……）記者会見（……）などの方法により、自ら必要と考える意見や反論等を発信する方法が考えられる。他方において、言論に要した巨額の費用を訴訟を提起して相手方に請求することは、言論や表現を萎縮させる効果を産むので好ましくない」との判示も見られた。大企業が批判的な記事を掲載したメディアに訴訟で対抗する事例が散見される状況に警鐘を鳴らしたものと注目される。

原告の同定性が問題となった事例

17年は匿名・仮名報道による名誉毀損が争われた事例が目立った。こうした場合の同定性について、最高裁は長良川事

件判決において、本人と面識がある者等を基準に判断する旨を示しており（最高裁03年3月14日判決）、以下の判決もこれを前提としている。

まず、元プロ野球選手の覚せい剤取締法違反事件での逮捕報道に関し、覚せい剤の入手先について、元刑事とされる人物が「元プロボクサーで世界チャンピオンだった人物が、上記の元野球選手に暴力団を紹介した」と話す映像・字幕が放送されたことに對して名誉毀損訴訟が提起された。大阪地裁6月29日判決は、上記の発言で示された要素を充たす人物は原告のほか3人いるが、これらの要素との結びつきは原告がもつとも強く、視聴者においても原告を連想することは想像に難くないとして、原告の同定性を認めた。局側は元刑事の発言から原告が特定される可能性を想定していなかったのではないかと思われるが、より慎重な検討が必要だったのではないか。

社会福祉法人の理事長（当時）である原告Xの不正疑惑を報道した産経新聞の記事が名誉毀損であるとして提起された訴訟について、大阪地裁11月27日判決は、Xに対する名誉毀損責任を認めた。本件記事はXの実名を伏せて報じていたが、

原告と個人的な人的関係のある者、当該社会福祉法人と雇用関係・取引関係のあった者等、「本件記事の読者として想定される者のうち、一定の社会的特徴によって区別されうる、一定の社会的広がりをもった範囲内に属する多くの人々が、本件記事から原告（X）を特定できた」として、同定性を認めた。

他方、同判決は、Xが代表取締役を務める原告A社については、本件記事の対象者を原告Xと特定可能であると同時に、XとAとが密接な関係を有していることを推知しうる人々が一定の広がりをもって存在するとはいえないとして、A社に対する名誉毀損は否定した。

同定性の問題とは別に、本件では真実性・相当性立証の対象となる摘示事実の重要部分が何かということも争点となった。本件記事は、Xが不当な高値で法人に土地を購入させ上記法人に多額の損失を与えた疑惑を報じるものであるが、その後当該土地は再売却されて損失額の多くが回復されていた。しかし本件記事はその事実には十分触れておらず、損失が生じた状態が継続している疑いがあるという事実摘示になっていると認定され、それについて真実性・相当性が否定された

結果、名誉毀損責任が認められた。

このほか、東京地裁3月24日判決も、週刊文春の仮名記事について同定性があるとした上で名誉毀損責任を認めている。

警察発表による名誉毀損

統合失調症で通院中の原告が自転車のサドルの窃盗容疑で逮捕（報道後不起訴処分）された件について取材対応した神奈川県警と、実名報道を行った各社が名誉毀損であるとして訴えが提起された事案で、横浜地裁3月30日判決は、取材対応も含めて真実性の法理が満たされていないとして請求をすべて棄却した。

判断の本筋ではないが、本件では被害品であるサドル200個を展示して報道機関に撮影の機会を与える「画撮り」について一定の評価がされたことが目を引く。それによれば、原告の自宅からサドル200個を発見したという以上の事実を摘示するものではないから、本件取材対応とは別個の名誉毀損を構成するものではないとされ、また、地域住民に安心感を与えらるるとともに、被害品を映すことで新たな被害者の特定にも資するものなので公益目的によるものであるとされた。

その他の名誉毀損・プライバシー侵害

病院経営をはじめ医療関連事業を幅広く展開する徳洲会グループの元幹部で、業務上横領で有罪判決を受けたX1と、同グループに委託を受けて広報誌を制作しているX2に関する週刊文春の記事が名誉毀損、プライバシー侵害に当たるとして訴えが提起された事件で、東京地裁3月28日判決は、X1に対する198万円及びX2に対する165万円の支払いを被告に命じた。ここでは、名誉毀損については真実性も相当性もないとして不法行為の成立が認められたが、プライバシー侵害だと主張された事実については、名誉毀損の評価にすでに含まれている、または金銭で慰謝すべきほどの精神的苦痛が生じるものとまでは言えず違法性が無いとして、いずれも否定された。名誉毀損とプライバシー侵害との関係について興味深い判断である。

取材の自由と旅券返納命令

取材の自由については、トルコ・シリア国境付近に渡航して取材を行おうとしたジャーナリストに対して外務大臣が旅券の返納命令を行ったこと等について、

上記返納命令等の取消訴訟を提起した事案がある。東京地裁4月19日判決は、国民の海外渡航の自由は、憲法22条2項によって保障された基本的人権であるが、旅券法の関係規定は、邦人の生命、身体または財産に重大な危険が及ぶ事態に立ち至ったものをその危険から保護することを目的とする合理的な制約であつて合憲であり、本件の返納命令も外務大臣の裁量の範囲内であるとした。取材の自由との関係については、「生命を賭してでも取材及び報道を遂げようとする姿勢は誠に崇高なものというべきであるが、我が国の憲法がいかなる場合にも国民の生命・身体よりその報道及び取材の自由を優先して保護すべきものとしているものとは解されない」とした。

控訴審判決（東京高裁9月6日判決）も同様の結論であるが、地裁判決がもっぱら本人の生命等の保護を返納命令の目的としたのに対し、現地で身柄拘束されるなどの際には政府及び関係諸機関に多大な影響があり、「控訴人個人のみの問題ということとはできない」とも指摘した。

取材DVDに関する文書提出命令

鹿児島県警の警察官の過剰な制圧行為

よつて死亡した者の両親が、県を相手取つて提起した国家賠償請求訴訟において、上記制圧場面をビデオ撮影した録画媒体から作成したDVDの準文書提出命令（民訴法220条）を求めた事案がある。上記の録画媒体は、県警の協力を得て警察活動に関する番組（「警察24時」）を撮影していたテレビ局、番組制作会社がつたまたま撮影したものだつた。鹿児島地裁の16年12月7日決定は、本件DVDを証拠として取り調べる必要性が高いなどとして準文書提出命令を認めた。その際、本件映像は県警の許可・協力によつて撮影されたものである上、すでに捜査機関によつて押収されていることからすれば、現時点において報道の自由、取材の自由が侵害されることによる弊害は大きくないとしていた。

これに対して、福岡高裁宮崎支部の3月30日決定は、文書提出命令の申し立てを却下した。その際、「テレビ局等が、取材映像の差押えにつき、甘受し、あるいは一定の協力の姿勢を示していたとしても、当該取材映像がテレビ局等に無断で捜査・公判目的以外に用いられることがあれば、当該テレビ局等との信頼関係を失わしめ、ひいては報道機関の協力を

得て行われる将来の同種事件の捜査全般に支障をきたすおそれがある」とした。最高裁は、特別抗告事由に該当しないとして特別抗告を棄却した（7月25日決定）。

CATV再送信同意裁定

徳島県のCATV事業者が番組の地域外再送信の同意を読売テレビに求めたものの協議が調わず、総務大臣の裁定を申請していたところ、一部について同意すべきとは認められないとの裁定があり、異議申し立てでも棄却する決定がなされたことから、CATV事業者がこの棄却決定の取り消し訴訟を提起した。旧有線テレビジョン放送法13条5項（現在は放送法144条3項）が「正当な理由」がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする」とされていることから、「正当な理由」の解釈が主な争点となつた。東京高裁12月7日判決は、総務大臣の裁定及び棄却決定が、「正当な理由」の判断にあつて「放送の地域性に係る意図」を不当に重視したものとして違法であるとした。地デジ化に伴い地域外再送信の同意を巡る紛争が各地で生じたが、訴訟となったケースはまれであり、本件はその意味で重要な判断である。